

DISCLOSURE 2025



とうしんの現況
2025年 ディスクロージャー



経営理念等

● 経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興及び地域住民の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献します。

● 経営方針

- 一、健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- 一、信用金庫の独自性を発揮します。
- 一、人材を育成・活用し、新たな経営課題に挑戦します。
- 一、信頼され、愛される信用金庫を目指します。
- 一、協調と融和を旨とし、生き生きとした魅力ある職場を実現します。

● 行動指針

- 一、誠意と真心をもって接します。
- 一、熱意と情熱をもってやりぬきます。
- 一、創意と工夫をもって取り組みます。



「東山口信用金庫」のシンボルマーク

港を中心に栄えた町のイメージと東山口の「ひ」を重ねてシンボル化し、「信頼の港」「交流の輪」「お客様とひとつになって未来へ広がる金庫」を表現しました。
メインカラーは、暖かなオレンジと元気で力強く活力を感じさせる赤で、東から上る太陽の活力と人との温かいふれあいを表現しています。また、サブカラーは海のブルーと大地のグリーンをイメージし、環境活動に積極的に貢献していく当金庫の志を表現しています。

CONTENTS

ごあいさつ	1
東山口信用金庫と地域社会	2
総代会制度について	4
組織・役員一覧	6
店舗一覧	7
沿革	8
事業概況	9
法令等遵守(コンプライアンス)の体制	10
金融ADR制度への対応	12
リスク管理の体制	13
自己資本の充実の状況等	14
トピックス	27
地域貢献	28
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	30
お客様本位の業務運営に関する取組方針	33
資料編目次	35
開示事項一覧	61

当金庫の概要 (2025年 3 月末現在)

設立	1991年 4 月 1 日
出資金	7 億 43 百万円
会員数	19,790名
役員数	218名
店舗数	27店舗
営業区域	山口県全域
本店所在地	山口県防府市天神一丁目 12 番 18 号



ごあいさつ

皆様方には、平素より東山口信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。今年度も、当金庫の経営方針や現状並びに地域の皆様とのかかわりなどを理解していただくため、ディスクロージャー誌<とうしんの現況>を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年のわが国の経済は、コロナ感染症収束後社会経済活動の正常化により「企業の稼ぐ力」の高まったこと、また人件費や物流費の販売価格への転嫁が進んだことにより賃金引き上げが実現し緩やかな回復基調は継続しています。一方で、トランプ政権の発足による米国の通商政策や米中貿易摩擦の再燃、ウクライナや中東の紛争をはじめとする地政学リスクの増大などの要因により、依然として先行きの不透明感が漂う状況となりました。

そのような状況下で、信用金庫の主要取引先である中小企業の多くは、人口減少や人手不足、経営者の高齢化に伴う後継者問題、日銀の政策金利追加引き上げによる「金利ある世界」への移行などを背景に依然として厳しい経営環境に置かれているのが実情です。

こうした中において、当金庫は取引事業先の資金繰り支援・伴走型支援・DX推進支援などに全力で取り組み、事業継続を支援し、地域経済の回復と持続的発展が可能な地域社会づくりに努めていくことが最重要課題と捉え、金融機能の発揮と地域の課題解決に向け取り組んでまいりました。

業容におきましては、個人預金はコロナ禍からの消費活動の回復や物価上昇などを背景とした家計貯蓄率の低下、他金融機関の高金利定期キャンペーンの影響などにより減少、法人預金は前年比横這いで推移、預金全体では期首より110億円減少の2,053億円となりました。個人貸出は前年比横ばいで推移したものの、事業性貸出および地公体融資の増加により、貸出金全体では期首より73億円増加の1,045億円となりました。

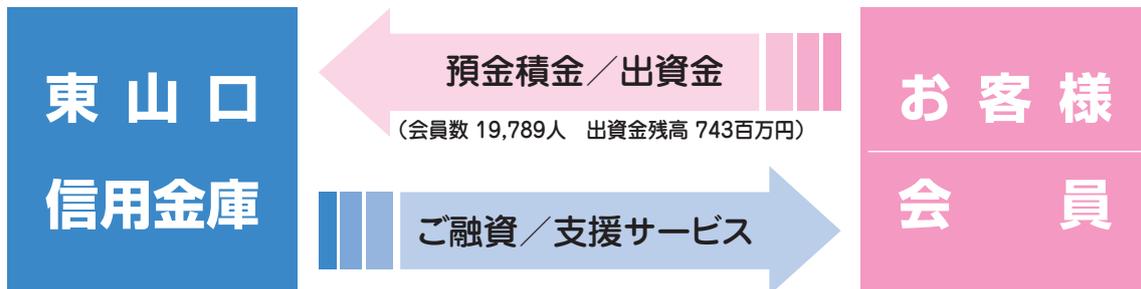
収益面においては、業務純益は264百万円を計上、経常利益は139百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は137百万円となり、法人税等を考慮した後の当期純利益は122百万円となりました。企業の健全性を示す自己資本比率は11.64%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

また、相互扶助の精神を念頭に「Face to Face」を基本とした「痒い所に手が届く」地域に根ざした協同組織の金融機関として、2024年度に策定した中期経営計画(3ヶ年)および2025年度事業計画を着実に遂行し存在価値を高め「地域社会において信頼され、必要とされる金融機関であり続ける」ことを目指してまいります。

役職員においても、お客様からの信頼と信用に応えられる信用金庫人として、社会的使命を果たしていく所存でございますので、引き続き、「東山口信用金庫」に格別のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 兼 森 哲 司

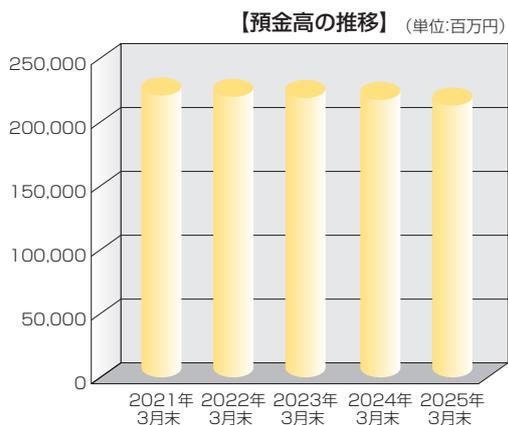


●当金庫の地域活性化への取組みについて

当金庫は事業区域を山口県全域とし、防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした山口県東部地域に店舗を配置しており地元の中小企業者と住民の皆さんが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とされるお客様に融資を行って、事業や暮らしの繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の市町村や中小企業者、住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の発揮により地域経済の活性化に貢献する<とうしん>として皆様とともに歩んでまいります。

●お客様の預金について

当金庫の2025年3月末の預金積金の残高は2,053億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全・確実に行い、また、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じた各種預金を取り揃えております。詳細につきましては、本紙53～54頁をご覧ください。

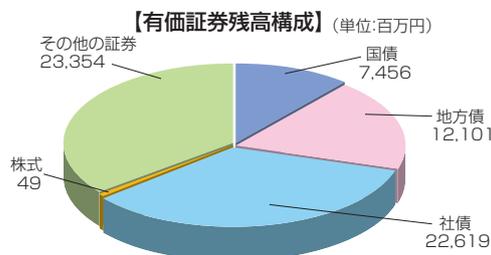


※計数は2025年3月末現在

●ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。

【預証率31.94%】



当金庫の営業エリアは山口県全域とし、防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした山口県東部地域に店舗を配置しております。

店舗体制等の詳細につきましては本誌の6～7頁をご覧ください。

●決算について

2025年3月期の決算は、貸出金残高の増加などにより経常収益は増加したものの、経費の増加などにより経常費用が増加し、経常利益は139百万円の計上となりました。

自己資本比率は、コア資本の増加等により、前年度比0.49ポイント上昇して11.64%となりました。健全とされる国内基準4%を大きく上回っており、地域の皆様にご安心いただける健全性を確保しております。

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫の2025年3月末の貸出金の残高は1,045億円です。

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域内の中小企業者の方に設備資金264億円、運転資金284億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅資金216億円、消費者資金58億円をご融資しております。

当金庫で取扱っている融資商品につきましては、本誌の55～56頁をご覧ください。

●「中小企業金融円滑化法」期限到来後のお客様への対応

中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限到来となりましたが、お客様への対応はこれまでと同様変わらず、下記の通り対応してまいります。

- 1、当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと変わらず引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでまいります。
- 2、当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合は、これまでと同様、お客様が抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
- 3、当金庫は、お客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合は、他の金融機関と連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- 4、当金庫は、貸付条件の変更等の相談業務を迅速かつ円滑に遂行するため、下記のとおり相談窓口を設置しております。

①各営業店 金融円滑化対応相談窓口 ②本部 融資部 フリーダイヤル0120-551-783

●「経営者保証に関するガイドラインへの取組み」

当金庫では、「経営者保証ガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

取組みの内容		2024年度
新規に無保証で融資した件数（2017年度より個人事業主を含めています。）		598件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合		37.8%
代表者の交替時において	旧経営者の保証契約を解除し、且つ、新経営者との保証契約も締結しなかった件数	2件
	旧経営者の保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	1件
	旧経営者との保証契約を解除せず、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	0件
	旧経営者との保証契約を解除せず、且つ、新経営者との保証契約も締結した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る。）		0件

●コロナ禍を経て金融仲介機能の発揮に向けた取組み（コロナ禍を経て地域との繋がり）

当金庫では、コロナ禍を経て人手不足・物価高騰の影響を受けている取引先企業の円滑な資金供給による資金繰り支援の態勢を整備しております。又、取引先企業とのリレーションシップのもとで事業価値向上や経営課題解決のために外部専門機関や業界の中央機関との連携を強化しコンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる態勢を整備しております。加えて山口県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社の連携による「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」を通じて地域における円滑な事業承継支援を実施しております。当金庫は企業のライフステージに応じた適時適切なソリューションの提案を実行することで継続的に且つ伴走支援・サポートに取り組んでおります。

また、金融の提供だけでなく、文化、環境、教育の分野も視野に入れた地域貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

詳しくは27ページのトピックス、28～29ページの地域貢献、30～31ページの中小企業の経営課題の解決及び地域の活性化のための取組みの状況を参照して下さい。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員の数が大変多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この制度は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選定等の重要事項を決議する最高意志決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は70人以上110人以内です。
- (3) 2025年6月末現在における総代数は94名です。

注) 総代の欠員を生じたときにおいても選任区域の総代の定数の2分の1に満たない時は次の改選期まで補充を行わない。

区域	地区	総代定数	総代数	総代選考委員
第1区	山口市 防府市 県内他	40名	51名	3名
第2区	周南市	20名	16名	3名
第3区	下松市 光市	12名	10名	3名
第4区	柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	24名	17名	3名
合計		96名	94名	12名

2. 総代の選任方法

- (1) 総代会の決議により会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱し、氏名を掲示する。
- (2) 総代候補者選考委員は、総代選任の必要性が生じたときは、総代候補者を選考し、掲示する。
- (3) 掲示された総代候補者に対して会員から異議の申立が3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱し、氏名を掲示する。

3. 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員であること
- (2) 選考基準
 - ① 総代は、その就任時点で満80歳を超えない会員とする。
 - ② 総代としてふさわしい見識を有している者。
 - ③ 良識を持って正しい判断が出来る者。
 - ④ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者。
 - ⑤ その他、総代候補者選考委員が適格と認めた者。

4. 第35期通常総代会の決議事項

2025年6月18日に開催されました第35期通常総代会で次の事項が付議され、原案通り承認されました。

○報告事項

第34期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第一号議案 | 剰余金処分案承認の件 |
| 第二号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第三号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件 |
| 第四号議案 | 理事1名選任の件 |

5. 総代の氏名等

2025年6月末現在（アイウエオ順、敬称略）※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名及び総代への就任回数							
第1区 山口市 防府市 県内他	51	阿部 次男⑤	石田 浩三②	梅田 和夫⑤	大田健二郎⑤	大村 覚①	岡本健一郎⑤	小野 貴也②	
		金田周太郎⑤	川口 英史⑤	葛原 豊和⑤	國弘 寿行⑤	倉員 祥子(本名・吉本 祥子)①	藏本由紀夫⑤		
		桑原 望⑤	古閑 謙士①	小松 宗介⑤	塩田 唯③	下川 啓文⑤	城 宣生②	鈴木 宏明⑤	
		関谷 匡宣①	高橋 成和②	竹内 正明⑤	塚原 正好①	中島 誠⑤	中司 敏明⑤	中原 達夫②	
		中村 卓雄①	中村 元彦⑤	中本 大①	羽嶋 秀一⑤	馬場 龍美⑤	平山 順一⑤	福田 貢⑤	
		福山 智大②	藤井 孝造⑤	藤井 秀夫⑤	藤村 泰則①	堀田 佳典⑤	堀越 政美②	松原 博幸⑤	
		松村 秀樹⑤	水野 俊仁⑤	光井 達人③	光浦慎太郎⑤	光谷 和浩②	三戸 直樹⑤	村重 浩三⑤	
		山本 貴司⑤	吉本 信晴①	脇 正典⑤					
第2区 周南市	16	石田 健③	岩本 康生③	梅田 真佑③	大嶋 三丘③	岡寺 信政③	河村 秀昭③	木本 安信⑫	
		黒神 直大②	花田 敦③	原田 克保③	弘田 公⑫	福田 晃③	御園生宣尚②	村田 秀生②	
		山本 淳②	芳村 幹也②						
第3区 下松市 光市	10	川畑 大樹②	日柳 克啓③	九内 庸志③	嶋 員久②	谷口 俊寛④	馬場 達善③	原田 忠明③	
		松岡 由和④	宮本亮太郎③	室本 和彦②					
第4区 柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	17	秋元 大介②	井森 幹雄①	河野 和明④	重田 留美③	鈴木 隆③	坪野 恒幸③	中坪 靖昌③	
		中濱 泰生⑫	野上 勝利③	濱田 憲昭③	藤麻 一三③	水中 好秋⑫	村川 直治③	村重 清涼③	
		森口 勇③	山内 治④	米本 佳正③					

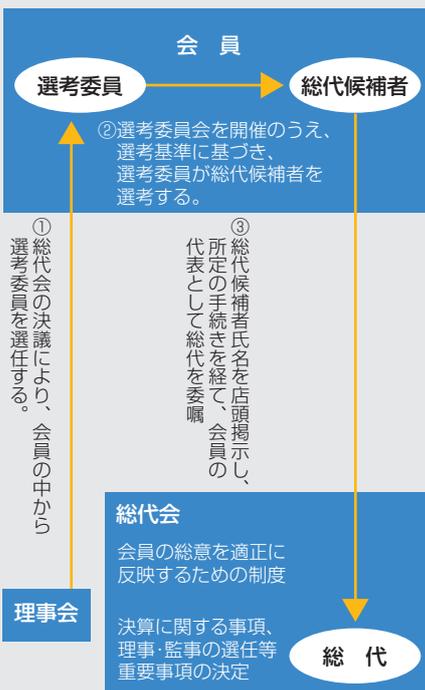
(合計94名)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員83%、個人事業主15%、個人2%
年代別	70代以上37%、60代29%、50代以下34%
業種別	卸・小売業20%、製造業11%、建設業31%、不動産業5%、その他33%

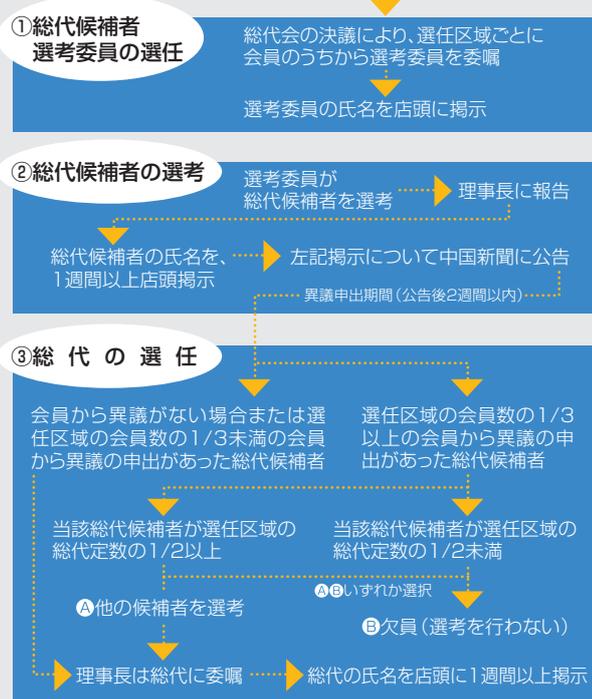
総代会の仕組み

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

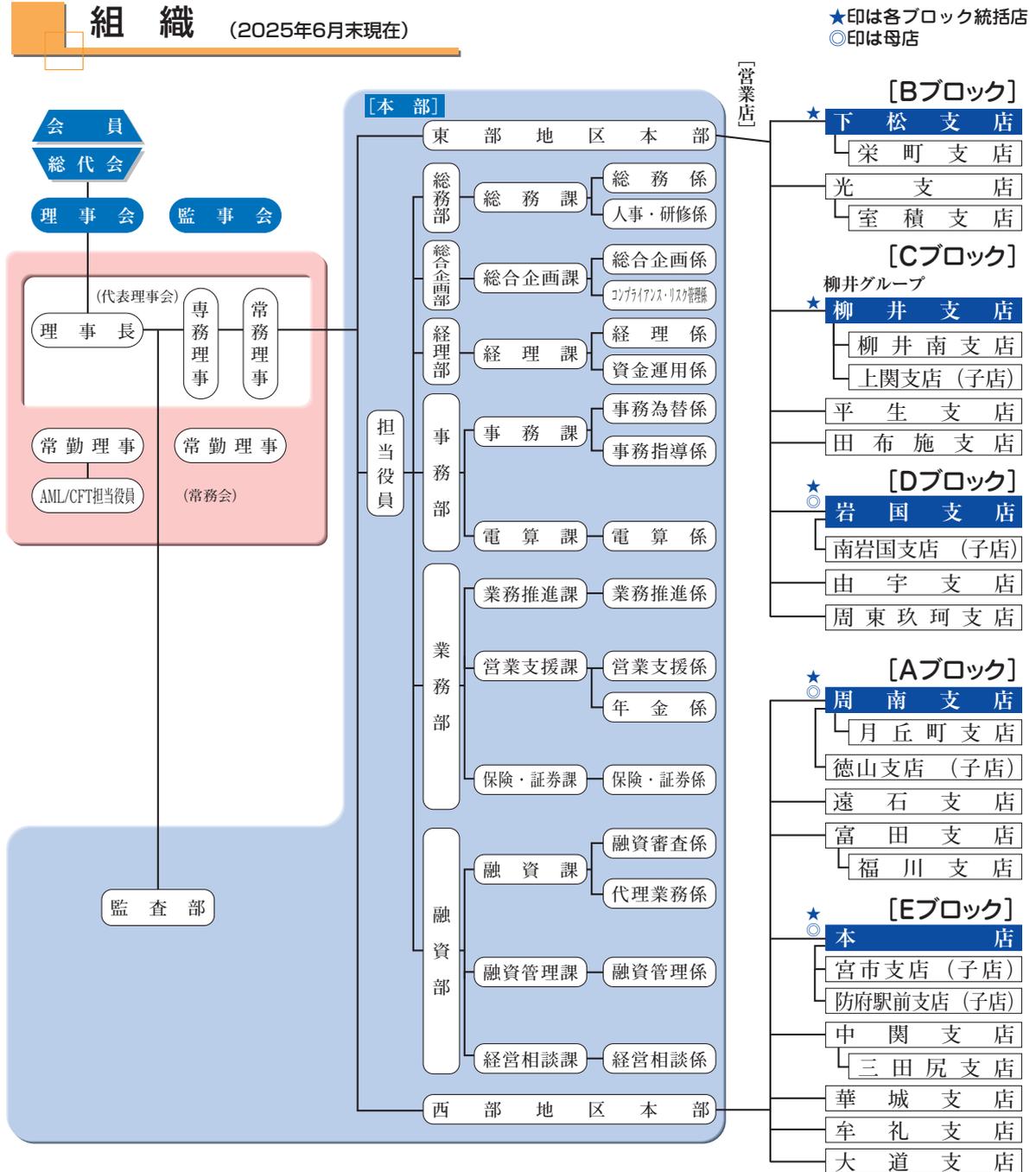


総代が選任されるまでの手続き

地区を4区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



組織 (2025年6月末現在)



役員一覧 (2025年6月末現在)

理事長 兼森 哲司	常勤理事 藤井 直子	常勤監事 岡 秀樹
常務理事 三田 浩士	理事相談役 松原 正雄	監事(員外) 岩本 邦男(※2)
常務理事 清水 健治	理事 吉弘 功(※1)	監事(員外) 尾崎 陽一(※2)
常勤理事 内藤 利彦	理事 矢敷 健治(※1)	
常勤理事 長弘 誠二		

※1 理事 吉弘 功、矢敷 健治は信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申合せ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 岩本 邦男、尾崎 陽一は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧 (2025年6月末現在)



本部 防府市天神1-12-18

総務部 TEL (0835) 23-2324
 経理部 TEL (0835) 23-2325
 総合企画部 TEL (0835) 23-2332
 業務部 TEL (0835) 23-4060
 融資部 TEL (0835) 23-0330
 事務部 TEL (0835) 23-4031
 監査部 TEL (0835) 23-4097

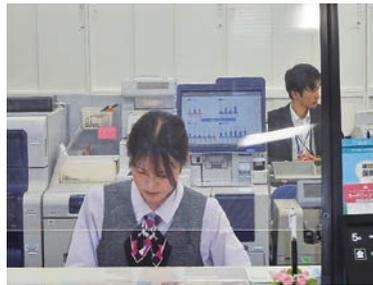
本店 防府市天神1-12-18
 柳井支店 柳井市中央2-7-31
 平生支店 熊毛郡平生町大字平生町197-70
 田布施支店 熊毛郡田布施町大字下田布施899-15
 由宇支店 岩国市由宇町中央1-5-5
 室積支店 光市浅江1-18-17
 上関支店 熊毛郡上関町大字長島573
 周南支店 周南市新宿通1-14
 岩国支店 岩国市室の木町1-1
 周東玖珂支店 岩国市周東町下久原1151-1

TEL (0835) 23-2329
 TEL (0820) 22-3501
 TEL (0820) 56-2148
 TEL (0820) 52-2105
 TEL (0827) 63-0857
 TEL (0833) 71-0121
 TEL (0820) 62-0202
 TEL (0834) 31-6131
 TEL (0827) 22-3101
 TEL (0827) 84-2131

南岩国支店 岩国市南岩国町1-21-10 TEL (0827) 32-2141
 柳井南支店 柳井市中央2-7-31 TEL (0820) 22-3501
 徳山支店 周南市御幸通2-16 TEL (0834) 31-2525
 富田支店 周南市政所3-14-16 TEL (0834) 62-3151
 福川支店 周南市政所3-14-16 TEL (0834) 62-3151
 遠石支店 周南市遠石1-11-18 TEL (0834) 31-0220
 月丘町支店 周南市新宿通1-14 TEL (0834) 31-6131
 宮市支店 防府市宮市町3-6 TEL (0835) 23-2334
 三田尻支店 防府市大字新田874-6 TEL (0835) 23-2336
 中関支店 防府市大字新田874-6 TEL (0835) 23-2336
 防府駅前支店 防府市八王子1-1-21 TEL (0835) 23-2338
 牟礼支店 防府市牟礼今宿2-13-1 TEL (0835) 23-2341
 華城支店 防府市西仁井合2-11-5 TEL (0835) 23-2301
 大道支店 防府市大字台道3535-1 TEL (0835) 32-2221
 下松支店 下松市大字西豊井894-3 TEL (0833) 41-0690
 光支店 光市浅江1-18-17 TEL (0833) 71-0121
 栄町支店 下松市大字西豊井894-3 TEL (0833) 41-0690

地区一覧

山口県全域



自動機器設置状況

(単位：台)

	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
ATM	40	40	37	37	37	35	34
両替機	3	3	3	3	3	3	3

◎自動機コーナーは各店舗のほか、次の店舗外にも設置しております。(2025年6月末現在)

- ・ゆめタウン柳井
- ・ミスターマックス柳井出張所
- ・下松駅南出張所
- ・三田尻出張所
- ・フジ柳井店
- ・サンリブ下松
- ・福川出張所
- ・柳井南出張所

一年の動き

- 2024年 4月 新入職員10名の入庫式を行いました。
- 2024年 4月 しんきんの共済制度における日本フルハップの代理店として、「日本フルハップ」の取扱いを開始いたしました。
- 2024年 6月 「信用金庫の日」に地域貢献活動の一環として、県赤十字血液センターの移動採血車による400mL献血に協力し、お客様と共に献血活動に取組みました。

沿革

- 1991年 4月 柳井信用金庫（1950年5月設立）、徳山信用金庫（1918年6月設立）、下松信用金庫（1948年12月設立）の3信用金庫が合併により新生「東山口信用金庫」として発足。
- 1992年 4月 徳山支店、下松支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1992年 8月 平生支店新築（同一場所）オープン。
- 1992年12月 預積金残高1,000億円達成。
- 1993年11月 室積支店新築（同一場所）オープン。
- 1995年 1月 富田支店、福川支店、光支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1995年 4月 ATM祝日稼働開始。
- 1996年 1月 月丘町支店、栄町支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1996年 9月 預積金残高1,100億円達成。
- 1996年12月 遠石支店、徳山北支店が日本銀行歳入代理店の承認を受け、全店指定となる。
- 1997年 2月 徳山支店ほか8店舗が西日本建設業保証（株）の受託業務取扱店の承認を受け、全店指定となる。
- 1997年 5月 パルティ・フジ出張所（ATM）開店。
- 1997年11月 ロックショッピングタウン平生出張所（ATM）開店。
- 1998年 1月 下松支店新築（同一場所）オープン。
- 1998年 4月 堀本忠男 理事長就任、三島前理事長 相談役就任。
- 1998年 8月 本部にLANシステム導入。
- 1998年10月 サンリブ下松出張所（ATM）開店。
- 1999年 3月 郵貯ATMとの相互接続取扱開始。
- 1999年 4月 ハイパーモールメルクス柳井出張所（ATM）開店。
- 2000年12月 全国のしんきんATM平日、土曜日（～ 14:00）のご利用手数料無料の「しんきんZERO（ゼロ）ネットサービス」を開始する。
- 2001年 4月 設立10周年を迎える。
- 2001年 7月 朝日監査法人（現、有限責任 あざさ監査法人）と監査契約を締結する。
- 2001年10月 山口県下10金庫と山口銀行がATM平日、土曜日（～ 14:00）ご利用手数料無料「YS.ネットサービス」を開始する。
- 2003年 4月 個人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
- 2003年 6月 個人向け国債の募集の取扱いを開始。
- 2003年 7月 IYバンク銀行とATMの提携を開始する。
- 2003年 9月 マックスバリュ田布施出張所（ATM）開店。
- 2004年 1月 法人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
- 2006年 3月 <とうしん経営塾>（柳井地区）を発足。
- 2007年 3月 由宇支店新築（同一場所）オープン。
- 2009年 4月 柳井南支店開設。
- 2010年 6月 児玉正史 理事長就任、堀本前理事長 非常勤相談役就任。
- 2011年 4月 設立20周年を迎える。
- 2012年11月 防府信用金庫との対等合併により、新生「東山口信用金庫」として新たにスタート。
- 2012年11月 嶋本博 理事長就任。
- 2014年11月 宮市支店新築（同一場所）オープン。
- 2015年 1月 周南支店（旧橋本町支店）移転オープン。
- 2015年 3月 光支店新築移転オープン。
- 2015年 5月 嶋本理事長 旭日双光章受章。
- 2016年 2月 山口県と「地方創生に係る包括連携協定」を締結。
- 2016年 3月 薩摩、長州、土佐、肥後にゆかりのある金融機関と共同で「薩長土肥包括連携協定」を締結。
- 2016年 7月 下松支店移転オープン。
- 2016年 7月 柳井市と「地方創生に係る包括連携協定」締結。
- 2017年 8月 当金庫営業地区を山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない）、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡から、山口県全域に変更。
- 2018年 5月 三田尻支店を中関支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2018年 6月 山口県信用保証協会と包括連携協定に関する覚書を締結。
- 2018年10月 本支店、他金融機関あて即時振込の取扱時間の拡大（モアタイム）開始。
- 2019年 6月 松原正雄 理事長就任、嶋本前理事長 非常勤相談役就任。
- 2019年 9月 福川支店を富田支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2019年11月 出資証券のペーパーレス化（不発行）を開始。
- 2020年 4月 とうしんアプリ通帳の取扱いを開始。
- 2020年 6月 株式会社りそな銀行と「信託業務（併營業務）に係る代理店委託契約」を締結。
- 2020年 9月 山口県下3信用金庫と「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」を発足。
- 2020年10月 信金中央金庫と「個人型年金業務に係る業務再委託基本契約」を締結。
- 2020年10月 信金中央金庫と「信託契約代理店委託契約」を締結。
- 2020年11月 （一社）山口県中小企業診断協会との連携事業を開始。
- 2020年12月 防府駅前支店新築移転オープン。
- 2021年 2月 山口県下3信用金庫と「SDGs（持続可能な開発目標）の推進に関する連携協定」を締結し、「SDGs宣言」を公表。
- 2021年 2月 上関支店、大道支店の営業時間を変更し昼休みを導入。
- 2021年 3月 間屋口支店を中関支店に統合。
- 2021年 4月 設立30周年を迎える。
- 2021年 4月 ローソン銀行とATM直接提携。
- 2021年 7月 首都圏の大企業等OBと中小企業をつなぐ「新現役交流会」に参加。
- 2021年 9月 柳井南支店を柳井支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2021年10月 由宇支店、周東玖珂支店、南岩国支店、徳山支店の営業時間を変更し昼休みを導入。
- 2022年 3月 「SKYBANK緊急対応特別融資」の取扱いを開始。
- 2022年 9月 平生支店、田布施支店、富田・福川支店、遠石支店、宮市支店、防府駅前支店、華城支店、光・室積支店の営業時間を変更し昼休み導入。
- 2023年 3月 当金庫が推薦した「防府市創業支援モデル構築等事業」に対し信金中央金庫が防府市へ1,000万円を寄附。
- 2024年 6月 兼森哲司 理事長就任、松原前理事長 非常勤相談役就任。
- 2024年 7月 「企業の業務効率化・生産性向上による働き方改革フェア」を開催。

事業概況

当金庫はコンプライアンスとリスク管理を重視した業務運営を基本として、地域の皆様方との絆を深め、信頼・信用・期待に応えられる金融機関として、預金・貸出金の増強を図り、収益力の強化に取り組んで参ります。

●預金

預金について、法人預金については、横這いで推移しましたが、個人預金は物価高による家計貯蓄率の低下や、他金融機関の高金利定期キャンペーンの影響等により、期首比110億円減少の2,053億円となりました。

●貸出金

個人向け貸出は横這いで推移したものの、事業性貸出は積極的な融資に取り組んだ結果、期首比73億円増加の1,045億円となりました。

●有価証券

新規投資においては安全性と収益性のバランスに配慮し、国債等債券を主体として購入を行いました。一方、満期償還及びポートフォリオの機動的な入替え等を実施した結果、期末残高は前期比で46億円減少し655億円となりました。

●損益

貸出金残高の増加による資金運用収益の増加等を受け、金融機関の本来業務での収益力を示す業務純益は264百万円となり、経常利益139百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は137百万円となり、法人税等を考慮した結果122百万円の当期純利益となりました。

●出資金及び会員数

出資金の期末残高は743百万円となりました。また、会員数は19,789名となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	3,018,984	2,848,032	2,767,561	2,810,655	2,929,247
経常利益 (又は経常損失(△))	373,129	332,016	280,827	310,954	139,994
当期純利益 (又は当期純損失(△))	264,596	266,990	263,459	302,196	122,785
出資総額	799	785	772	758	743
出資総口数	1,598	1,570	1,545	1,516	1,487
純資産額	9,920	8,823	6,924	6,797	4,598
総資産額	242,077	239,558	227,268	226,068	221,308
預金積金残高	221,812	219,984	218,851	216,338	205,310
貸出金残高	96,041	93,881	94,176	97,204	104,536
有価証券残高	74,019	72,479	70,141	70,221	65,582
単体自己資本比率	10.53	10.90	11.11	11.15	11.64
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	10	10	10	10	10
役員数	13	14	13	11	11
うち常勤役員数	7	8	7	6	6
職員数	235	229	219	222	212
会員数	20,632	20,407	20,216	19,953	19,789



法令等遵守(コンプライアンス)

当金庫は、地域金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、金庫の経営の健全性を高め、お客様より一層信頼される金融機関となるために、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備と強化に努めています。

1999年には、法令や社会的規範を遵守し、金庫経営に万全を期すことを目的として倫理憲章（2006年4月に「行動綱領」に改正）を制定いたしました。業務を遂行するに当たって遵守すべき法律・規則はもとより、倫理や社会的規範について役職員一人ひとりの意識向上につとめ、法令等遵守の浸透、徹底を図っています。

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人権の尊重等）

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力との関係遮断）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

●法令等遵守体制

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定、統括部署を総合企画部に置き、各部・各営業店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を任命し、連携を図りながら研修等によりコンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。また、コンプライアンスを推進・実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定しています。

コンプライアンス運営体制として、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の把握やコンプライアンスに関する各種施策・課題を検討・協議し実効性を確保するために、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策」に向けた取組みについて

当金庫は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策」を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、当該事項に関する「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策基本方針」や「顧客受入方針」などの基本方針を定め取組強化を図っています。

また、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」（NRA）や警察庁が公表する「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を基に、当金庫の営業地域等の特徴やリスク特

性を勘案した上で、リスクを特定・評価し、これらのリスクに見合った低減策を実施するなど、有効性のある形で管理態勢を構築・維持できるように整備を進めています。

2024年5月 山口県警察と「特殊詐欺事件等の詐欺被害防止対策に関する協力体制」を構築し、情報共有、被害拡大防止に取り組むことといたしました。

2025年5月 特殊詐欺等金融犯罪の被害防止および犯人検挙に向けた取組を行い、お客さまの財産の保護および安全・安心の確保を図ることを目的として、山口県下3信用金庫(東山口・萩山口・西中国)と山口県警察は「金融犯罪に係る情報提供に関する協定書」を締結いたしました。



2024年10月 「金融犯罪に係る情報提供に関する協定書」締結式
山口県警察および防府警察署の協力の下、特殊詐欺被害防止に関する研修およびロールプレイングを本店にて実施いたしました。各営業店はZOOMにて配信いたしました。



特殊詐欺防止ロールプレイング(本店)

2025年度は遠石支店において、周南警察署と連携し特殊詐欺被害を未然防止いたしました。

●内部統制システム構築に関する整備事項について

当金庫では、業務の適正を確保するための体制等として、以下の10項目の整備事項を理事会で定め、実践しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

●金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。また、対応結果に基づき改善措置・再発防止・未然防止を図っています。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

東山口信用金庫	総合企画部
住 所	: 防府市天神1-12-18
T E L	: 0835-23-2332
F A X	: 0835-25-2255
メールアドレス	: sougoukikaku@higashiyamaguchi-shinkin.co.jp
受付媒体	: 電話、F A X、eメール、手紙、面談
受付時間	: 電 話 9:00 ~ 17:00 (当庫営業日)
	: 面 談 9:00 ~ 15:00 (当庫営業日)
	: その他 終日

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

● 紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総合企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。現地調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用してテレビ会議システム等を用いて共同して紛争の解決にあたることもできます。また、移管調停の方法により、東京以外の弁護士会の仲裁センター等に案件を移管、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp>)をご覧ください。

リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展並びにコンピュータ技術の著しい進歩等により、金融業務の多様化・高度化が進展し、金融機関を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化してきています。このような中において各種リスクを正確に把握・分析し、コントロールしながら経営の健全性を確保し、安定した業務運営を行っていくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、統合的なリスク管理態勢の構築を目指し、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスクを受容可能な水準に収め、「健全性の維持」と「収益力の強化」相互にバランスのとれた経営に取り組んでおります。

● リスク管理体制

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し当金庫が損失を被るリスクのことで、貸出資産の健全性を維持するため、小口多数化によるリスク分散や与信業務の基本指針等を明示した「クレジットポリシー」の遵守など、信用リスク管理の厳正化に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当金庫は「ALM委員会」を設置し、経済、金利の見通しなどを検討するなど資産・負債の総合管理に努めております。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクからなり、市場流動性リスクとは、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことで、当金庫では、日次、週次、月次で資金繰り管理表を作成し、適切な資金管理に努めております。
オペレーショナルリスク	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスクで、当金庫は次の6つのリスクと定義しております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことで、監査部による定例監査や事務部による臨店事務指導などによって事務水準の向上、事務処理の適正化に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用、サイバー攻撃等により当金庫が損失を被るリスクのことで、当金庫は被災に備えてバックアップ体制を整備している一般社団法人しんきん共同センターのシステム利用や「コンティンジェンシープラン（コンピュータシステムの災害等の緊急時対応計画要綱）」の作成など万一の際の態勢強化に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を被るリスクで、当金庫は法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が生じるリスクで、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる情報の収集・分析など、適切な管理に努めております。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害で、関連諸規程の整備及び適切な人事管理・人事運営に努めております。
有形固定資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことで、管理体制や連絡態勢の整備に努めております。

定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	743百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。但し、内航海運業に対する債権（船舶の建造または購入資金）のうち、貸出条件緩和を行った債権については、基準年度末の債権額の未保全額に対して特定貸倒引当金を計上しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先で一定条件を満たす先についてはDCF法で債権価値を判定し債権額との差額を計上し、それ以外の破綻懸念先は予想損失率を乗じて計上しております。実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額の全額を計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、融資判断において、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、不動産担保等、また保証には、信用保証協会保証、民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有する証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することとしております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「余資運用基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ スタンダード&プアーズ
- ・ ムーディーズ

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスクとの関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一部として管理されております。特に、有価証券の金利リスクにおいては、残高、損失限度、VaR等に限度額を設定し、一定の範囲に抑えるよう月次で管理を行っております。市場リスクのミドル部門であるリスク管理委員会は、これらの遵守状況のモニタリングを通じて、市場リスクのみならず、金庫全体のリスクを総体的に把握し評価を行うとともに、リスク管理の状況を四半期ごとに常務会に報告しております。

有価証券の金利リスクは月末日を基準日として月次で、銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、3・6・9・12月末日を基準日として四半期毎にリスク量を計測しております。なお、金利リスクを削減する際は、有価証券、預け金等の残高調整、金利更改期の期間調整で対応しており、金利スワップ等ヘッジ取引は行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的事項で開示している銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ ΔEVE ）および金利収益変動（ ΔNII ）を示しています。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.3年、最長の金利改定満期は5年、また、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用

しております。なお、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮しておりません。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しておりますが、金利リスクの合算においては通貨間の相関等を考慮しておりません。また、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。

重要性テスト（ Δ EVE/自己資本の額）の測定値は金利リスクの許容水準を認識するための重要な経営指標と捉えております。今後、リスク管理の高度化に取組み、収益性を維持しながら適正なリスクコントロールに努めてまいります。

(3) その他の金利リスク計測について

当金庫では、 Δ EVEおよび Δ NIIに加え、VaRおよび100BPVを計測しております。

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、保有期間を3ヵ月、信頼区間を99%としております。これは、金利変動が正規分布にしたがうと仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。

また、100BPVについては、金利が100BP（1%）上昇時の現在価値の変動の大きさと方向を表しております。なお、行動オプション性の考慮については、VaRおよび100BPVともに Δ EVE計測と同様の内容としております。

定量的開示事項

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,698	9,792
うち、出資金及び資本剰余金の額	758	743
うち、利益剰余金の額	8,955	9,063
うち、外部流出予定額 (△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	145	209
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	145	209
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,844	10,001
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	13	15
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	15
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	163	204
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	177	219
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,666	9,782
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,242	80,051
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,437	3,952
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	86,679	84,003
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.15%	11.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	82,242	3,289	80,051	3,202
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	76,705	3,068	72,471	2,898
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	11	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	30	1	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	43	1
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	61	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	140	5	120	4
我が国の政府関係機関向け	81	3	224	8
地方三公社向け	58	2	58	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,069	562	13,396	535
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,987	79
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	21,547	861	21,680	867
中小企業等向け及び個人向け	21,065	842	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	9,414	376
トランザクター向け	—	—	292	11
抵当権付住宅ローン	2,683	107	—	—
不動産取得等事業向け	11,001	440	—	—
不動産関連向け	—	—	20,214	808
自己居住用不動産等向け	—	—	8,851	354
賃貸用不動産向け	—	—	4,550	182
事業用不動産関連向け	—	—	6,224	248
その他不動産関連向け	—	—	587	23
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	477	19	—	—
延滞等向け	—	—	1,855	74
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	125	5
取立未済手形	8	0	6	0
信用保証協会等による保証付	848	33	947	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	79	3	—	—
出資等のエクスポージャー	79	3	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	1,448	57
上記以外	4,520	180	2,862	114
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	150	6
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,009	80	1,992	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,510	100	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,421	216	7,435	297
ルック・スルー方式	5,421	216	7,435	297
マナドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	84	3	103	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	31	1	41	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	4,437	177	3,952	158
BI	—	—	2,634	—
BIC	—	—	316	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	86,679	3,467	84,003	3,360

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4 %



自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エクスポ ージャー
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
地域区分			貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
業種区分										
期間区分										
国 内	202,600	195,904	97,376	106,132	46,147	45,757	-	-	580	2,850
国 外	11,741	10,333	-	-	11,708	10,306	-	-	-	-
地 域 別 合 計	214,342	206,237	97,376	106,132	57,856	56,063	-	-	580	2,850
製 造 業	12,933	12,997	4,225	4,088	8,695	8,895	-	-	40	289
農 業、 林 業	64	92	64	92	-	-	-	-	-	-
漁 業	63	45	63	45	-	-	-	-	-	14
鉱業、採石業、 砂利採取業	74	62	74	62	-	-	-	-	-	16
建 設 業	10,498	10,781	10,298	10,380	200	400	-	-	59	511
電気・ガス・熱供 給・水道業	7,147	7,565	2,037	2,756	5,097	4,797	-	-	-	-
情 報 通 信 業	518	316	132	105	300	200	-	-	-	81
運 輸 業、 郵 便 業	6,021	5,959	2,752	2,992	3,253	2,952	-	-	3	3
卸 売 業、 小 売 業	8,729	8,408	7,430	7,108	1,296	1,296	-	-	95	396
金 融 業、 保 険 業	72,534	59,180	11,970	12,003	9,308	8,707	-	-	-	-
不 動 産 業	14,454	17,470	11,635	15,252	2,804	2,203	-	-	118	617
物 品 貸 貸 業	715	575	211	271	499	300	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	690	738	690	738	-	-	-	-	-	42
宿 泊 業	121	92	121	92	-	-	-	-	-	15
飲 食 業	2,108	2,019	2,108	2,019	-	-	-	-	57	103
生活関連サービ ス業、娯楽業	2,255	2,486	2,253	2,484	-	-	-	-	15	90
教育、学習支援業	703	636	703	636	-	-	-	-	-	-
医 療、 福 祉	4,890	5,127	4,890	5,127	-	-	-	-	117	319
その他のサービス	2,556	2,486	2,526	2,456	30	30	-	-	1	60
国・地方公共団体等	37,872	38,461	8,568	11,931	26,369	26,278	-	-	-	-
個 人	24,617	25,485	24,617	25,485	-	-	-	-	69	288
そ の 他	4,770	5,248	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	214,342	206,237	97,376	106,132	57,856	56,063	-	-	580	2,850
1 年 以 下	28,069	28,963	9,998	12,048	4,082	3,287	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	32,943	30,965	4,588	6,372	9,019	10,892	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	20,829	17,218	6,440	6,693	8,348	6,524	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	13,713	14,528	9,541	9,720	4,172	4,807	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	23,736	24,219	12,962	14,717	10,774	9,501	-	-		
1 0 年 超	88,503	82,950	53,543	55,900	21,459	21,050	-	-		
期 間 の 定 め の な い も の	6,482	7,391	237	678	-	-	-	-		
そ の 他	63	-	63	-	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	214,342	206,237	97,376	106,132	57,856	56,063	-	-		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

5. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクスポージャーです。具体的には代理貸付等です。(2023年度計数)

6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別区分	個別貸倒引当金											
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	22	18	18	24	3	1	18	16	18	24	3	22
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
建 設 業	64	28	28	105	5	3	58	24	28	105	40	8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	38	33	33	31	—	—	38	33	33	31	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	—
卸 売 業	46	40	40	37	—	—	46	40	40	37	3	—
小 売 業	44	49	49	38	2	—	42	49	49	38	10	1
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	35	38	38	33	0	0	34	38	38	33	0	0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6	5	5	5	—	—	6	5	5	5	—	—
宿 泊 業	4	7	7	1	—	6	4	1	7	1	—	6
飲 食 業	56	42	42	16	—	—	56	42	42	16	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	12	11	11	12	—	—	12	11	11	12	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	31	19	19	61	14	2	17	17	19	61	27	0
その他のサービス業	21	16	16	16	—	—	21	16	16	16	—	—
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	21	49	49	84	7	0	13	49	49	84	23	0
海外円借款、国内名義現地債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	407	362	362	469	34	14	373	348	362	469	109	39

- *1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 *2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2,755	—	2,755	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,669	700	9,669	700	11	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	24,990	200	24,990	200	43	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	601	—	601	—	61	10%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,404	—	1,404	—	120	8%
我が国の政府関係機関向け	901	300	901	300	224	18%
地方三公社向け	2,364	—	2,364	—	58	2%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,658	5,600	55,658	5,600	13,396	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,208	500	5,208	500	1,987	34%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	36,377	2,274	35,588	1,032	21,680	59%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,143	13,102	14,945	901	9,414	59%
トランザクター向け	—	10,786	—	698	292	41%
不動産関連向け	32,680	—	32,454	—	20,214	62%
自己居住用不動産等向け	19,243	—	19,142	—	8,851	46%
賃貸用不動産向け	6,030	—	5,989	—	4,550	75%
事業用不動産関連向け	6,421	—	6,341	—	6,224	98%
その他不動産関連向け	984	—	979	—	587	59%
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,425	25	1,425	4	1,855	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	155	—	155	—	125	80%
取立未済手形	34	—	34	—	6	19%
信用保証協会等による保証付	15,171	2	15,171	0	947	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,448	—	1,448	—	1,448	100%
合計					69,609	

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況等

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	2,755	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	25,190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	1,204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	498	702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	901	-	-	1,462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,901	-	-	43,924	-	12,228	-	-	-	-	-	-	3,004	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,502	-	3,105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	5,704	-	-	-	-	-	-	-	-	15,228	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,259	553	2,091	1	351	1	1,071	-	1,028	1,299	-	2,091	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,259	553	1,719	1	-	1	1,071	-	-	1,299	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	372	-	351	-	-	-	1,028	-	-	1,111	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	979	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	5,697	9,474	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	47,513	11,982	-	52,386	553	14,320	1	351	1	1,071	-	1,726	19,613	-	2,091	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,755
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,369
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,190
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	601
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,404
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,201
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,364
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	61,258
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	5,708
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	1,701	-	10,857	-	-	2,324	-	-	-	-	-	802	-	-	-	36,620
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	14,888	-	30	-	-	230	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,847
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698
不動産関連向け	14,330	350	-	-	1,509	-	-	2,805	3,708	-	-	0	-	-	-	-	32,454
自己居住用不動産等向け	13,206	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,142
賃貸用不動産向け	-	320	-	-	-	-	-	2,805	-	-	-	-	-	-	-	-	5,989
事業用不動産関連向け	1,123	-	-	-	1,509	-	-	-	3,708	-	-	0	-	-	-	-	6,341
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	979
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	395	-	-	-	-	953	-	-	-	-	1,429
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,172
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	981	-	-	-	-	-	467	-	-	-	1,448
合計	14,330	16,940	-	10,887	1,509	-	4,087	2,805	3,708	-	-	1,956	467	-	-	-	208,306

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。



自己資本の充実の状況等

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	36,708
10%	—	3,421
20%	3,897	69,033
35%	—	7,744
50%	17,769	129
75%	—	46,261
100%	1,601	27,483
150%	—	293
200%	—	—
250%	—	—
その他	—	—
合計	23,268	191,074

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2024年度		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	131,003	6,992	84.646	136,843
40% ~ 70%	31,661	11,420	21.821	33,713
75%	13,449	2,322	23.367	12,816
80%	—	—	—	—
85%	11,455	348	10.000	10,866
90% ~ 100%	5,310	1,001	12.000	5,136
105% ~ 130%	6,588	—	—	6,514
150%	1,845	119	86.997	1,948
250%	467	—	—	467
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	201,782	22,204	41.490	208,306

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,489	3,351	6,645	13,692	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	107	107	84	84
非上場株式等	1,412	1,412	1,397	1,397
合計	1,519	1,519	1,482	1,482

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	—	3
売却損	3	0
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	55	32

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,380	22,597
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	4,667	5,531	155	197
2	下方平行シフト	-	-	538	564
3	スティープ化	4,317	4,822		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,667	5,531	538	564
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,782		9,666	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●とうしんトピックス

2024年度は、自治体や地域・業態を超えた金融機関と様々な分野で協働により地域活性化を図る目的とした地方創生に係わる取組みを下記の通り行いました。

■「新現役交流会」の開催

* 2024年5月24、27日

信用金庫業界のネットワークの活用を図り亀有信用金庫（本店・東京）が主催する人材紹介イベント「新現役交流会」に参加いたしました。本交流会では、当金庫のお取引先事業者を対象として、人材不足・ノウハウ不足等の理由で事業拡大・組織強化に対する課題の解決につなげるために首都圏を中心とした大企業等OB人材（新現役人材）とのマッチング機会を提供しました。



「新現役交流会」のオンライン開催

■「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄附金を贈呈

* 2024年7月18日

山口県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）合同で「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に対して寄附金を贈呈しました。



「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」感謝状贈呈

■「企業の業務効率化・生産性向上による働き方改革フェア」の開催

* 2024年7月18日

長期化するエネルギー高や人手不足などにより事業者には業務の変革・効率化が求められており、DXを通して高付加価値化を実現することが事業者喫緊の課題であります。慢性的な人材不足が事業継続の上で大きなハードルとなっている中小企業が多い中、DXはその解決の糸口となりうる可能性が高い手段の一つであり、当金庫においてバックオフィス関連、会計・財務、脱属人化関連のベンダーとのマッチングの機会を創出いたしました。



会場の様子

■「山口県しんきん合同ビジネスマッチング」の開催

* 2024年11月5日～11月29日

山口県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）と山口県信用金庫協会が共催し、第13回山口県しんきん合同ビジネスマッチング「食のオンライン商談会2024」を開催しました。



「食のオンライン商談会2024」リーフレット

● 地域貢献

地域社会活性化のお手伝いとして、金融面にとどまらず文化的・社会的活動にも積極的に取り組み、地域との結びつきを大切にしています。

地域行事への参加

- ・ 防府天満宮御神幸祭、柳井まつり、徳山夏まつり、上関水軍まつり、周東食肉フェア、たぶせ桜まつり、サンフェスタ新南陽等の地域の行事に積極的に参加しております。

環境保護活動

- ・ 省エネルギーへの取り組みや清掃活動への取り組みを通じて、地域の環境保護活動に取り組んでおります。

文化活動

- ・ 各営業店のロビーで、イベントや地元の方々の様々な作品展を開催しております。

次世代の育成

- ・ 小学生、中学生、大学生の職場体験学習・職場訪問を積極的に受入れ、次世代の金融教育に取り組んでいます。

福祉活動

- ・ 毎年6月15日の「信用金庫の日」には、当金庫の役員のほか、お客様にもご協力をいただいて「献血活動」を行っております。

地域行事への参加



徳山夏まつり



防府天満宮御神幸祭



柳井 花傘おどり



おんな神輿



防府おどり

■環境保護活動への取組み



新入職員による駅前清掃

■福祉活動



信用金庫の日の献血活動

■文化活動 ロビー展



蓬菜会 利用者様の作品展示会（中関支店）



クワガタ・カブトムシ展（本店）

■次世代の金融教育への取組



インターンシップ



地域への金融経済教育のための研修



中小企業の経営課題解決及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は地域に根ざした協同組織の地域金融機関として、「円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興および地域住民の生活向上に寄与する」ことを経営理念とし、コロナ禍を経た中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に資金供給するにとどまらず、地元企業の育成、振興及び課題解決に向けた取組み等、幅広い支援を継続・実践してまいります。

2013年3月31日に「中小企業金融円滑化法」の期限が到来しましたが、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰の影響を受けて地元企業が苦境に立たされており、当金庫としてはこれまで以上にコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様へのきめ細かな伴走支援に取組むとともに、外部専門家や外部機関等との連携強化を図り、お客様の立場に立った最適なソリューションを提案し、事業価値向上や経営課題解決等に向けた取組みを積極的に行い、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備

金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関及び外部機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的とした「金融円滑化管理規程」を制定しています。

組織体制として、金融円滑化管理全般を統括するため金融円滑化管理部門（融資部）を設け、金融円滑化管理責任者を融資部長とし、営業店においては、店長を金融円滑化対応責任者、営業担当役席を金融円滑化対応相談窓口の責任者としています。

● 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開業の支援

- ① 中小企業等経営強化法に基づく、経営革新等支援機関の認定（以下、認定支援機関という）を受け、創業支援等の相談に応じています。
- ② 創業支援専用商品の「とうしんサポートローン」や山口県中小企業制度融資である創業等応援資金などを活用して、創業及び新分野へ進出される方の支援を行っています。
- ③ 防府市と創業支援個別協定を締結し、地場産業の維持や雇用の拡大の実績を図っています。
- ④ 創業者のニーズにワンストップで対応するため、協調融資等日本政策金融公庫と創業分野の連携を行っています。
- ⑤ 日本政策金融公庫との連携商品「とうしん女性起業家ローン」により女性起業家を資金面から応援しています。
- ⑥ 山口県信用金庫協会加盟信用金庫（東山口・萩山口・西中国）と山口県は「地方創生に係る包括連携に関する協定」に基づき、「山口県創業チャレンジ助成金」を創設しています。山口県が実施する「やまぐち創業補助金」の支援事業に採択され、関連融資をご利用された事業者に対して連携して助成金の支援を行うもので、山口県内の創業を積極的に支援しています。

【取組実績】

主な取組実績	2023年度実績		2024年度実績	
創業（起業化）・新事業支援融資	38件	176百万円	34件	93百万円

(2) 成長段階における支援

- ① リコージャパン株式会社と連携し、お取引先の生産性向上に寄与するDX支援の取組みを行っています。また、信金中央金庫等が開発した独自のデジタルサービスである「ケイエール」の提供を行っています。「ケイエール」は資金繰り把握や電子請求対応、電子ファイルの共有・保存などの機能を備えています。
- ② 販路開拓支援として信金中央金庫が事務局を務めるビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」を活用した取組みを行っています。また、山口県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）と山口県信用金庫協会は第13回山口県しんきん合同ビジネスマッチング「食のオンライン商談会2024」を共催し、お取引先の販路開拓支援に取組みました。また、参加されるお取引サプライヤーへの事前支援として、しんきん地域創生ネットワーク(株)と連携し商品ブラッシュアップ支援及び商談対策オンラインセミナーを開催しました。
- ③ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない事業性融資商品として「ステップ」、「ジャンプアップ」及び「これ・ええねえ」の推進を図っています。

【取組実績】

実績	主な取組商品	2024年3月末残高		2025年3月末残高	
	事業者カードローンステップ	39件	91百万円	38件	89百万円
無担保・無保証ローンジャンプアップ	3件	11百万円	1件	3百万円	
無担保・無保証ローンこれ・ええねえー	14件	24百万円	13件	30百万円	

(3) 事業承継・経営改善・事業再生等の支援

- ①山口県事業承継・引継ぎ支援センターや山口県信用保証協会と連携して「事業継承計画書」の策定支援や経営者保証を不要とした「事業承継特別保証」を積極的に活用して円滑な事業承継に向けた取組みを行っています。
- ②認定支援機関として、早期経営改善計画策定支援（ポストコロナ事業）に取組み、お取引先と信頼関係を構築し伴走支援に努めております。また、中小企業診断士を派遣し経営改善計画書策定をサポートする山口県信用保証協会の「経営支援強化事業」、山口県中小企業活性化協議会の紹介（405事業等）など積極的に活用を推進しております。
- ③他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図り、経営改善・事業再生等の支援を行っています。

(外部連携機関)

- ・山口県よろず支援拠点
- ・山口県中小企業活性化協議会
- ・山口県事業承継・引継ぎ支援センター
- ・山口県プロフェッショナル人材戦略拠点
- ・経済産業省（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・山口県中小企業支援ネットワーク（やまぐちサポート会議）
- ・山口県信用保証協会
- ・信金中央金庫
- ・信金キャピタル(株)
- ・(株)地域経済活性化支援機構
- ・みらいコンサルティング投資(株)
- ・中小企業基盤整備機構
- ・TKC中国会
- ・山口県中小企業診断協会
- ・経営コンサルタントや税理士など外部専門家

経営改善支援の取組み実績

【2024年4月～2025年3月】

期初 債務者数	うち				経営改善 支援取組 み率	ランクア ップ率	再生計画 策定率
	経営改善支援 取組み先数	α のうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数	α のうち期末 に債務者区分 が変化しなか った先数	α のうち再生 計画を策定し ている全ての 先数			
A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
2,038先	17先	1先	13先	12先	0.83%	5.88%	70.58%

- (注) ・期初債務者数及び債務者区分は2024年4月1日時点で整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含まない。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ δ には金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構へ東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

④ 中小企業診断士、動産評価アドバイザーの配置について

地域金融機関として中小企業・小規模事業者の多様化するニーズや成長分野への支援に対応するため、中小企業診断士、動産評価アドバイザーの資格取得に積極的に取組み、中小企業診断士を本部1名、動産評価アドバイザーを本部2名配置しております。中小企業診断士やアドバイザーが中心となって新たな融資手法に取組むことで地域経済の活性化や金融円滑化に貢献してまいります。

●地域の活性化に関する取組み状況

「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄附金を贈呈

山口県との地方創生に係る包括連携協定に基づき、山口県が推進する「結婚・子育て支援に関すること」に係る「子育て支援事業」において、2016年以降、山口県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）が連携し、山口県が設立した「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に対して寄附金を贈呈しております。



経営者保証に関する取組方針

2023年5月31日

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ①お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ②上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上



お客様本位の業務運営に関する取組方針

2018年4月25日

当金庫は、お客様目線での安心できる安定的な資産形成・資産運用のサポートを行うため、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。全職員がこの方針に基づき、お客様に寄り添った最適な金融サービスに取組んでまいります。

また、より良い業務運営を実現するために、本方針について定期的に取り組状況を検証し、見直しを行います。

1. お客様のご意向と実情に沿った金融商品・サービスの提供

お客様のニーズや知識、保有資産、お取引経験などを踏まえながら、ライフステージやライフプランに沿った、安心できる安定的な金融商品・サービスをご提供します。

アクションプラン

- ・資産運用商品として、主に各種保険商品を取り扱っておりますが、お客様のニーズや目的にお応えするため、リスクや手数料の透明性を十分に検討し、定期的に商品ラインナップの見直しを行います。
- ・お客様の利益が不当に損なわれることのないよう「利益相反管理方針」にもとづき対応します。

2. お客様に分かりやすい重要な情報提供

商品のご提案にあたっては、商品や手数料に関する内容、注意喚起情報など重要な情報を分かりやすくご説明します。

アクションプラン

- ・お客様に最適な商品をお選び頂けるよう、パンフレット等を活用し、メリットのみを強調せず、デメリットも含めた具体的な情報を丁寧にご説明します。
- ・お客様にご負担いただく手数料等費用がある場合は、分かりやすくご説明し、透明性の確保に努めます。
- ・商品のご契約後においては、アフターフォローを通じて、お客様からの問い合わせや相談などに対し、お客様の立場に立ったきめ細やかな対応を行います。

3. お客様本位の業務運営に向けた態勢整備

お客様本位の業務運営を実践するために教育体系や業績評価の見直しを行い、人材の育成を図ります。

アクションプラン

- ・専門知識の習得やコンサルティング能力向上のための職員研修の実施に取り組みます。
- ・倫理観を高めるための幅広いコンプライアンス研修の充実を図ります。
- ・偏った金融商品の提案を行わないように、お客様取引の拡大などを重視した業績評価を整備します。

以上



資料編

貸借対照表	36 ~ 40
損益計算書	41
剰余金処分計算書	42
会計監査人による監査	42
財務諸表の適正性等の確認	42
営業報告	43 ~ 49
退職給付会計	50
役職員報酬体系	51
主要な事業の内容	52 ~ 56
業務のご案内	57 ~ 59
CD / ATM営業案内	60
開示事項一覧	61

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第33期 2024年3月31日現在	第34期 2025年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,257	2,755
預け金	44,580	37,169
買入手形	-	-
コールローン	-	-
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	8,107	7,749
金銭の信託	0	0
商品有価証券	-	-
商品国債	-	-
商品地方債	-	-
商品政府保証債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有価証券	70,221	65,582
国債	7,697	7,456
地方債	11,860	12,101
短期社債	-	-
社債	24,925	22,619
株式	49	49
その他の証券	25,688	23,354
貸出金	97,204	104,536
割引手形	466	269
手形貸付	5,879	8,544
証書貸付	88,898	93,710
当座貸越	1,959	2,011
外国為替	-	-
外国他店預け	-	-
外国他店貸	-	-
買入外国為替	-	-
取立外国為替	-	-
その他資産	1,780	1,719
未決済為替貸	44	34
信金中金出資金	1,331	1,331
前払費用	14	24
未収収益	283	249
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等差入担保金	-	-
リース投資資産	-	-
その他の資産	106	78
有形固定資産	2,183	2,154
建物	849	829
土地	988	988
リース資産	31	95
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	314	241
無形固定資産	13	15
ソフトウェア	10	11
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	3	3
前払年金費用	163	204
繰延税金資産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	64	101
貸倒引当金	△509	△680
(うち個別貸倒引当金)	(△363)	(△470)
資産の部合計	226,068	221,308

(単位：百万円)

科 目	第33期 2024年3月31日現在	第34期 2025年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	216,338	205,310
当座預金	2,147	2,133
普通預金	106,898	105,820
貯蓄預金	662	621
通知預金	208	195
定期預金	98,893	88,810
定期積金	6,740	6,192
その他の預金	786	1,536
譲渡性預金	-	-
借入金	1,780	10,220
借入金	280	220
当座借越	1,500	10,000
再割引手形	-	-
売渡手形	-	-
コールマネー	-	-
売現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマースナル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
外国他店預り	-	-
外国他店借	-	-
売渡外国為替	-	-
未払外国為替	-	-
その他負債	658	733
未決済為替借	94	54
未払費用	104	126
給付補填備金	9	7
未払法人税等	1	1
前受収益	42	43
払戻未済金	14	14
払戻未済持分	1	1
職員預り金	306	288
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借入商品債券	-	-
借入有価証券	-	-
売付商品債券	-	-
売付債券	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等受入担保金	-	-
リース債務	31	103
資産除去債務	24	39
その他の負債	27	50
賞与引当金	78	81
役員賞与引当金	-	-
退職給付引当金	-	-
役員退職慰勞引当金	182	68
睡眠預金払戻損失引当金	7	10
偶発損失引当金	18	24
特別法上の引当金	-	-
繰延税金負債	46	58
再評価に係る繰延税金負債	97	100
債務保証	64	101
負債の部合計	219,271	216,710
(純資産の部)		
出資金	758	743
普通出資金	758	743
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	8,955	9,063
利益準備金	854	854
その他利益剰余金	8,100	8,208
特別積立金	7,600	7,900
(体質強化積立金)	()	()
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	500	308
処分未済持分	△0	△0
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	9,713	9,806
その他有価証券評価差額金	△3,145	△5,435
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	229	226
評価・換算差額等合計	△2,916	△5,208
純資産の部合計	6,797	4,598
負債及び純資産の部合計	226,068	221,308

●注記事項
●貸借対照表に関する注記 (第34期 2024年度)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 その他 2年～45年
 4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については当該キャッシュ・フローを貸出当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者以外の債務者に対する債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。ただし、内航海運業のその他要注先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船舶、返済実績などを考慮して必要と認められる額を計上しております。その金額は52百万円であります。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は807百万円であります。
 7. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の費用を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 1,853,684百万円 |
| と最低責任準備金の額との合計額 | △21,384百万円 |
| 差引額 | |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在) | 0.1752% |
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 9. 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 10. 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
 11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の期間と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 13. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、課税方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
 14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 貸倒引当金 680百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 15. 有形固定資産の減価償却累計額4,186百万円
 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預金支払機、電話設備、端末機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 735百万円
危険債権額 1,500百万円
要管理債権額 527百万円
三月以上延滞債権額 -百万円
貸出条件緩和債権額 527百万円
小計額 2,763百万円
正常債権額 102,041百万円
合計額 104,805百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 18. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高は、該当ございません。
 19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は269百万円であります。
 20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 400百万円
預け金 15,000百万円
担保資産に対応する債務
別段預金(歳入代理店) 99百万円
借入金 10,220百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金10,007百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。
 21. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年12月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 328百万円
 22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は80百万円であります。
 23. 出資1口当たりの純資産額3,092円01銭
 24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されており。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスク管理要領及び融資事務取扱要領等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による重点管理先会議、常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程及び市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、市場リスク管理要領に基づき管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経理部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaRにより計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）によって算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,105百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	37,169	36,375	△794
(2) 買入金銭債権	7,749	6,509	△1,240
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,793	4,420	△373
その他有価証券（*1）	60,726	60,726	-
(4) 貸出金（*2）	104,536		
貸倒引当金（*3）	△673		
	103,862	102,005	△1,857
金融資産計	214,303	210,037	△4,265
(1) 預金積金	205,310	205,350	39
(2) 借入金	10,220	10,227	7
金融負債計	215,530	215,577	47

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (2) 買入金銭債権
取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。自庫庫保証券私募債は、将来キャッシュ・フローを市場金利（TONASWAP）で割り引いた現在価値を算出後、貸倒引当金相当額を差し引いた金額を時価としております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。
- (4) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONASWAP）で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (2) 借入金
一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	49
信金中金出資金（*1）	1,331
組合出資金（*2）	12
合 計	1,393

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	13,469	17,700	-	6,000
買入金銭債権	41	199	9	7,500
有価証券				
満期保有目的の債券	60	341	2,801	1,613
その他有価証券のうち満期があるもの	3,196	17,025	11,518	19,520
貸出金（*）	17,889	30,282	19,972	33,337
合 計	34,655	65,548	34,301	67,971

(*）預け金のうち要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	178,015	26,936	6	352
借入金	10,060	160	-	-
合計	188,075	27,096	6	352

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,079	940	△139
	地方債	1,714	1,594	△119
	社債	1,600	1,505	△94
	その他	400	380	△19
	小計	4,793	4,420	△373
合計	4,793	4,420	△373	

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	1,648	1,635	12
	国債	607	600	7
	地方債	35	35	0
	社債	1,004	1,000	4
	その他	3,829	3,386	442
	小計	5,477	5,022	455
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	36,135	39,727	△3,591
	国債	5,769	7,057	△1,288
	地方債	10,351	11,093	△742
	社債	20,014	21,576	△1,561
	その他	19,112	21,411	△2,299
	小計	55,248	61,139	△5,891
合計	60,726	66,162	△5,435	

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	569	94	0
合計	569	94	0

28. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合金資産を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

- 当事業年度における減損処理額は、該当ございません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。
29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,405百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが3,457百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	206百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	133百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	217百万円
減価償却損金算入限度超過額	48百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
未取利息計上	23百万円
減損損失	38百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	691百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△206百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△484百万円
評価性引当額小計	△691百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	0百万円
前払年金費用	58百万円
繰延税金負債合計	58百万円
繰延税金負債の純額	58百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	20	-	-	-	185	206
評価性引当金	△20	-	-	-	△185	△206
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

31. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	5百万円
契約負債	0百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は1百万円増加し、その他有価証券評価差額金は0百万円減少し、法人税等調整額は1百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は2百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第33期		第34期	
	自	2024年3月31日	自	2025年3月31日
経常収益		2,810,655		2,929,247
資金運用収益		2,372,605		2,507,042
貸出金利息		1,634,396		1,709,376
預け金利息		146,226		166,662
買入手形利息		-		-
コールローン利息		-		-
買現先利息		-		-
債券貸借取引受入利息		-		-
有価証券利息配当金		524,897		562,462
金利スワップ受入利息		-		-
その他の受入利息		67,085		68,541
役務取引等収益		241,361		243,433
受入為替手数料		88,040		86,529
その他の役務収益		153,321		156,903
その他業務収益		72,351		96,819
外国為替売買益		-		-
商品有価証券売買益		-		-
国債等債券売却益		41,374		81,977
国債等債券償還益		-		-
金融派生商品収益		9,460		-
その他の業務収益		21,517		14,841
その他経常収益		124,337		81,952
貸倒引当金戻入益		45,157		-
償却債権取立益		68,694		59,332
株式等売却益		-		12,409
金銭の信託運用益		-		-
その他の経常収益		10,485		10,210
経常費用		2,499,701		2,789,253
資金調達費用		37,944		133,724
預金利息		24,468		121,442
給付補填備金繰入額		6,524		5,957
譲渡性預金利息		-		-
借入金利息		5,381		4,811
売渡手形利息		-		-
コールマネー利息		-		-
売現先利息		-		-
債券貸借取引支払利息		-		-
コマース・ペーパー利息		-		-
金利スワップ支払利息		-		-
その他の支払利息		1,569		1,512
役務取引等費用		248,588		250,720
支払為替手数料		24,265		24,234
その他の役務費用		224,323		226,486
その他業務費用		3,698		2,378
外国為替売買損		-		-
商品有価証券売買損		-		-
国債等債券売却損		1,176		-
国債等債券償還損		-		-
国債等債券償却		-		-
金融派生商品費用		-		730
その他の業務費用		2,522		1,648
経費		2,095,122		2,138,018
人件費		1,347,481		1,370,678
物件費		675,044		692,694
税金		72,596		74,644
その他経常費用		114,347		264,411
貸倒引当金繰入額		-		185,112
貸出金償却		76,397		26,863
株式等売却損		3,016		760
株式等償却		-		-
金銭の信託運用損		-		-
その他資産償却		11,146		23,717
その他の経常費用		23,786		27,957
経常利益（又は経常損失）		310,954		139,994
特別利益		593		2,156
固定資産処分益		-		2,156
負のれん発生益		-		-
金融商品取引責任準備金取崩額		-		-
その他の特別利益		593		-
特別損失		1,799		4,714
固定資産処分損		960		4,714
減損損失		839		-
金融商品取引責任準備金繰入額		-		-
その他の特別損失		-		-
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		309,748		137,435
法人税、住民税及び事業税		1,989		1,930
法人税等調整額		5,562		12,719
法人税等合計		7,552		14,650
当期純利益（又は当期純損失）		302,196		122,785
繰越金（当期期首残高）		198,647		185,678
土地再評価差額金取崩額		-		-
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）		500,843		308,464

●損益計算書に関する注記（第34期 2024年度）

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額81円65銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、232,760千円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

5. その他の経常費用には責任共有制度負担金17,118千円、睡眠預金戻戻損失引当金繰入3,208千円及び偶発損失引当金繰入6,672千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第33期		第34期	
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日		自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	500,843,363		308,464,376	
積立金取崩額	-		-	
剰余金処分量	315,164,587		114,871,640	
利益準備金	-		-	
普通出資に対する配当金	(年2%) 15,164,587		(年2%) 14,871,640	
優先出資に対する配当金	(年-%) -		(年-%) -	
事業の利用分量に対する配当金	(-円につき-%の割合) -		(-円につき-%の割合) -	
特別積立金	300,000,000		100,000,000	
繰越金 (当期末残高)	185,678,776		193,592,736	

会計監査人による監査

2023年度および2024年度の計算書類は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月19日

東山口信用金庫

理事長

兼森哲司



● 業務粗利益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	2,334,661	2,373,317
資金運用収益	2,372,605	2,507,042
資金調達費用	37,944	133,724
役務取引等収支	△ 7,227	△ 7,287
役務取引等収益	241,361	243,433
役務取引等費用	248,588	250,720
その他の業務収支	68,652	94,441
その他業務収益	72,351	96,819
その他業務費用	3,698	2,378
業務粗利益	2,396,085	2,460,471
業務粗利益率	1.04%	1.09%

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(2023年度 0千円、2024年度 0千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

● 業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	321,248	264,225
実質業務純益	321,248	328,511
コア業務純益	281,051	246,533
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	414,206	350,513

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 利益率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.13	0.06
総資産当期純利益率	0.12	0.05

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

● 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	229,578	224,383	2,372,605	2,507,042	1.03	1.11
うち貸出金	95,844	99,790	1,634,396	1,709,376	1.70	1.71
うち預け金	50,598	42,059	146,226	166,662	0.28	0.39
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	73,990	73,064	524,897	562,462	0.70	0.76
資金調達勘定	223,779	218,345	37,944	133,724	0.01	0.06
うち預金積立	223,134	217,683	30,993	127,400	0.01	0.05
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	331	358	5,381	4,811	1.62	1.34

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度 93百万円、2024年度 92百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度 0百万円、2024年度 0百万円)及び利息(2023年度 0千円、2024年度 0千円)をそれぞれ控除して表示しております。

●利鞘

(単位：%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.03	1.11
資金調達原価率	0.94	1.03
総資金利鞘	0.09	0.08

●受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 54,501	91,267	36,766	△ 53,695	188,132	134,436
うち貸出金	24,492	54,263	78,756	67,568	7,411	74,979
うち預け金	△ 14,420	50,593	36,173	△ 24,678	45,113	20,435
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	5,007	△ 83,268	△ 78,261	△ 6,564	44,130	37,565
支払利息	△ 899	2,519	1,620	△ 921	96,701	95,780
うち預金積金	△ 255	2,916	2,661	△ 757	97,164	96,406
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 5,839	4,850	△ 989	372	△ 942	△ 570

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	113,594	115,840
うち有利息預金	101,791	103,090
定期性預金	108,834	101,147
うち固定金利定期預金	101,604	94,503
うち変動金利定期預金	288	277
その他	705	696
計	223,134	217,683
譲渡性預金	-	-
合計	223,134	217,683

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	98,893	88,810
固定金利定期預金	98,615	88,527
変動金利定期預金	274	279
その他	4	4

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	5,820	6,066
証書貸付	87,513	91,391
当座貸越	2,073	2,030
割引手形	436	301
合 計	95,844	99,790

●貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	97,204	104,536
変動金利	45,891	49,105
固定金利	51,313	55,430

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	1,170	1,097
有価証券	139	160
動産	—	—
不動産	17,313	18,937
その他の他	—	—
計	18,623	20,195
信用保証協会・信用保険	27,067	28,017
保証	13,732	13,808
信用	37,781	42,514
合 計	97,204	104,536

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	17	17
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	20	15
その他の他	—	—
計	37	32
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	26	68
合 計	64	101

●貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	45,258	46.56%	49,452	47.31%
運転資金	51,946	53.44%	55,083	52.69%
合計	97,204	100%	104,536	100%

●貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	123	4,095	4.21%	124	3,943	3.77%
農業、林業	4	59	0.06%	3	71	0.06%
漁業	5	39	0.04%	4	20	0.01%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	74	0.07%	3	61	0.05%
建設業	544	8,663	8.91%	538	8,463	8.09%
電気・ガス・熱供給・水道業	28	1,926	1.98%	37	2,610	2.49%
情報通信業	11	131	0.13%	8	101	0.09%
運輸業、郵便業	43	2,720	2.79%	44	2,911	2.78%
卸売業、小売業	370	7,052	7.25%	354	6,724	6.43%
金融業、保険業	24	11,922	12.26%	23	11,929	11.41%
不動産業	213	11,330	11.65%	242	14,780	14.13%
物品賃貸業	15	209	0.21%	17	255	0.24%
学術研究、専門・技術サービス業	61	483	0.49%	64	484	0.46%
宿泊業	13	121	0.12%	11	87	0.08%
飲食業	193	1,836	1.88%	205	1,747	1.67%
生活関連サービス業、娯楽業	151	1,582	1.62%	161	1,549	1.48%
教育、学習支援業	20	673	0.69%	20	585	0.55%
医療、福祉	104	4,659	4.79%	105	4,829	4.61%
その他のサービス業	113	2,265	2.33%	117	2,168	2.07%
小計	2,038	59,848	61.56%	2,080	63,325	60.57%
地方公共団体	18	8,558	8.80%	17	11,923	11.40%
個人	6,057	28,798	29.62%	5,941	29,286	28.01%
合計	8,113	97,204	100.00%	8,038	104,536	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	44.93%	50.92%
期中平均預貸率	42.95%	45.84%

(注)
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●貸出金償却

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却	77,233	26,861

●貸倒引当金

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	179	145	—	179	145
	2024年度	145	209	—	145	209
個別貸倒引当金	2023年度	410	363	35	375	363
	2024年度	363	470	14	349	470
合 計	2023年度	589	509	35	554	509
	2024年度	509	680	14	494	680

●信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
金融再生法上の不良債権	2023年度	2,336	1,686	1,308	378	72.18%	36.78%
	2024年度	2,763	2,138	1,618	520	77.38%	45.41%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度	784	784	594	190	100.00%	100.00%
	2024年度	735	735	554	181	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2023年度	1,016	857	685	172	84.42%	52.17%
	2024年度	1,500	1,327	1,039	287	88.46%	62.42%
要 管 理 債 権	2023年度	536	44	28	15	8.27%	3.06%
	2024年度	527	75	24	51	14.30%	10.15%
正 常 債 権	2023年度	95,124					
	2024年度	102,041					
合 計	2023年度	97,461					
	2024年度	104,805					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）です。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2023年度 (単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	411	-	214	-	7,071	-	7,697
地方債	654	2,433	946	731	3,602	3,491	-	11,860
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,223	3,758	4,369	2,166	5,620	6,786	-	24,925
株式	-	-	-	-	-	-	49	49
外国証券	1,199	2,384	2,948	996	1,353	2,490	4,011	15,384
その他の証券	-	2,888	2,004	1,411	929	229	2,839	10,303

2024年度 (単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	402	-	-	204	-	6,849	-	7,456
地方債	1,114	2,042	845	840	3,670	3,589	-	12,101
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	745	6,698	2,627	2,260	4,432	5,854	-	22,619
株式	-	-	-	-	-	-	49	49
外国証券	998	1,977	2,806	1,234	961	1,775	3,969	13,724
その他の証券	531	1,730	1,487	3,040	96	226	2,515	9,630

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	7,972	8,706
地方債	11,630	12,653
短期社債	-	-
社債	26,406	25,264
株式	49	49
外国証券	15,807	14,982
その他の証券	12,124	11,409
合計	73,990	73,064

●預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預証率	32.45	31.94
期中平均預証率	33.15	33.56

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 有価証券時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	297	298	1	—	—	—
	社 債	200	201	1	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	497	500	2	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	699	661	△ 38	1,079	940	△ 139
	地 方 債	1,477	1,456	△ 20	1,714	1,594	△ 119
	社 債	1,400	1,382	△ 17	1,600	1,505	△ 94
	そ の 他	300	293	△ 6	400	380	△ 19
	小 計	3,876	3,793	△ 83	4,793	4,420	△ 373
合 計	4,374	4,293	△ 80	4,793	4,420	△ 373	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,122	8,042	80	1,648	1,635	12
	国 債	625	602	23	607	600	7
	地 方 債	2,268	2,256	11	35	35	0
	社 債	5,228	5,182	45	1,004	1,000	4
	そ の 他	6,448	5,904	543	3,829	3,386	442
小 計	14,570	13,946	623	5,477	5,022	455	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	32,286	34,031	△ 1,744	36,135	39,727	△ 3,591
	国 債	6,371	7,055	△ 683	5,769	7,057	△ 1,288
	地 方 債	7,817	8,068	△ 251	10,351	11,093	△ 742
	社 債	18,097	18,907	△ 810	20,014	21,576	△ 1,561
	そ の 他	18,912	20,936	△ 2,023	19,112	21,411	△ 2,299
小 計	51,199	54,967	△ 3,768	55,248	61,139	△ 5,891	
合 計	65,770	68,914	△ 3,144	60,726	66,162	△ 5,435	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	49	49	—	—
組合出資金	27	12	—	—
私募投資信託 (REIT)	—	—	—	—
合計	76	62	—	—

● 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度				2024年度			
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

● デリバティブ取引の状況

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ございません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

また、これとは別に総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2023年度	2024年度
退職給付債務 (A)	1,329,162	1,359,268
年金資産 (B)	1,582,265	1,606,914
前払年金費用 (C)	△163,921	△204,654
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△89,182	△42,991
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2023年度	2024年度
勤務費用 (A)	144,652	143,168
利息費用 (B)	9,439	9,277
期待運用収益 (C)	△26,310	△29,271
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	624	△14,331
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	128,405	108,842

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2023年度	2024年度
(1) 割引率	0.69%	0.69%
(2) 長期期待運用収益率	1.85%	1.85%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	

役員報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の算定方法を内規で定めております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は3名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、「賞与」6百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主な事業内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取扱っております。

有価証券 投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

内国為替 業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店
 - ・地方公共団体の公金収納代理業務
 - ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構等の代理業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 国債等公共債の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- 信託代理店業務
- 個人型確定拠出年金業務
- 電子債権記録業に係る業務



主要な事業の内容

■ご預金

商品名	特 徴	お預入れ期間	お預入れ金額
当 座 預 金	商取引に必要、便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	給与・年金・配当金のお受取り、公共料金・各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。キャッシュカードをデビットカードとしてもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
とうしんアプリ通帳 (普通預金)	普通預金通帳を発行せず、スマートフォンを利用して口座情報(残高等)を閲覧できます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護される預金で、無利息、要求払い、決済サービス機能の3要件を備えた普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
教育資金一括 贈与専用口座	直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方を対象とした預金です。	預金者の方が30歳に達するまで	10万円以上 1,500万円以下
後見支援預金	成年後見制度利用者の方の預金保護を目的とした普通預金です。	後見終了まで	1円以上
貯 蓄 預 金	出し入れ自由で、しかも利息が有利な預金です。「10万円型」と「30万円型」の2種類からお選びください。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまったお金の短期運用にご利用ください。	措置期間 7日以上	10,000円以上
納 税 準 備 預 金	国税、地方税納付のための納税準備専用預金です。	ご入金とは自由 お引出しは納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利計算で有利な定期預金。個人の方のみご利用いただけます。	最長3年 (措置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期預金	1,000円以上、1ヶ月からの定期預金で自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	お預入れ期間中、金利情勢に応じて6ヶ月毎に金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金運用手段としてより有利な定期預金です。金利は市場実勢を反映して決定されます。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
セカンドライフ 定期預金	退職金をお預入される方(退職金受取後1年以内の方)を対象にした定期預金です。	6ヶ月	100万円以上 1,000万円未満
定期預金 「きらめきⅠ・Ⅱ」	当金庫にて公的年金のお受取りを新たにご指定された方又はお受け取りされている方を対象とした定期預金です。	1年	お預入れ上限額は、取扱時期により変動します。
がん検診応援 定期預金	「やまぐち健康応援団」として健康づくりを応援する定期預金です。	1年	10万円以上 500万円以下
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上

子育て支援 「すくすく定期積金」	子育て世代の方を対象に、目標に向かって毎月一定額を積立てる定期積金です。	2年～5年	10,000円以上
定期積金 「快速くん」	目標に向かって毎月一定額と年2回ボーナス月の掛込もできる定期積金です。	1年～5年	1,000円以上 (毎月) 10,000円以上 (ボーナス月)
定期積金「ゆとり」	当金庫にて公的年金をお受取りされている方等を対象として、隔月掛込ができる定期積金です。	2年～5年	42,000円以上 (2年) 28,000円以上 (3年) 21,000円以上 (4年) 17,000円以上 (5年)
納税準備用定期積金 「笑納くん」	納税に係る口座振替契約もしくは国税電子納付をされる方を対象に、納税に備えるための定期積金です。	6ヶ月～1年	10,000円以上
定期積金 「ときめき」	当金庫にて年金予約の手続きをされ、かつ、裁定請求まで3年以内の方を対象として、目標に向かって毎月一定額を積立てる定期積金です。	1年～3年 ※契約期間は 裁定請求までの 期間により 異なります。	5,000円以上 50,000円以下
車検費用支払準備 用定期積金 「車検くん」	自家用車車検費用および自家用車買替支払いに備えるための定期積金です。	6ヶ月～3年 (1ヶ月単位) 車検時期が満 期日となります。	5,000円以上 契約金額は50 万円以下
譲渡性預金 (NCD)	大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期日前に譲渡することもできます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
一般財形預金	給与やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。財形住宅と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	マイホーム取得のための計画的な貯蓄です。財形年金と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上

●商品ご利用にあたっての留意事項

ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。

新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合など、法令または金庫の方針に基づき、ご本人の確認等をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等のご提示が必要となります。



主要な事業の内容

■ご融資

商品名	お使用みち	ご融資額	ご融資期間
住まいのいちばん ネクストV	住宅や宅地の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。	100万円 ～20,000万円	50年以内
無担保住宅ローン	住宅の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内
リフォームローン	住宅の増改築およびバリアフリー改築などにご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	20年以内
エコリフォーム ローン	太陽光発電システム、高効率給湯器、オール電化システムなどにご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	20年以内
無担保住宅借換 ローン	住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンなどの借換資金にご利用いただけます。	50万円 ～1,000万円	20年以内
リフォームプラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
とうしん カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
S K Y B A N K カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	10年以内
WEB完結型 カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。ご来店不要。	1,000万円	15年以内
とうしん教育プラン	本人または本人の子弟・孫・被扶養親族に係る学費および付帯費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
WEB完結型 教育プラン	学校納付金等の教育関連資金のお借入れができるローンです。ご来店不要。	1,000万円以内	16年以内
教育カードローン	就学する学校等への納付金・付帯費用・金融機関から教育資金借入れに対して借換資金等にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内(1年更新) 在学期間が4年を超える場合は最長7年
とうしん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、本人もしくは家族が必要とする資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
とうしん 子育て応援プラン	子育て世代の方を対象として、出産・子育てに必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
とうしん福祉プラン	介護等を必要とするご親族のための資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	満60歳以上の公的年金を当金庫にて受給されている方もしくは新規に指定された方が、健康で文化的な生活を営むために必要とする資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
しんきん フリーローン	お使用みち自由で、幅広い資金のお借入れができるローンです。	500万円以内	10年以内
とうしん多目的ローン 「しんきん太助」	資金使途自由のフリーローンです。	1,000万円以内	15年以内
しんきんフリーローン 「トントン拍子」	資金使途自由(事業性資金は対象外)のフリーローンです。	1,000万円以内	10年以内



主要な事業の内容

とうしんフリーローン 「Friend/フレンド」	資金使途自由（事業性資金は対象外）のフリーローンです。	1,000万円以内	10年以内
クイックローン	資金使途自由のフリーローンです。	300万円以内	7年以内
WEB完結型 フリーローン	お使いみち自由で、幅広い資金のお借入れができるローンです。ご来店不要。	500万円以内	10年以内
カードローン 「大夢500」	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
しんきん カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
とうしんきゃっする500	ご自由にお使いいただけるカードローンです。ご来店不要のWEB完結型もご利用いただけます。	500万円以内	3年(自動更新)
ボンボンポケット カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	1年(自動更新)
WEB完結型 カードローン「大夢」	ご自由にお使いいただけるカードローンです。ご来店不要。	50万円以内	3年(自動更新)
とうしん サポートローン	創業・新分野進出に係る運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
ハイブリッド・ ビジネスローン	運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業者カードローン 「ステップ」	事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	2年(自動更新不可)
とうしん中小企業家 活性化資金	運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金1,000万円以内 設備資金2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
無担保・無保証ローン 「ジャンプアップ」	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	100万円 ～1,000万円	5年以内
これ・ええねえー	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	500万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
とうしん アグリローン	農業者の方を対象として、農業の経営に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	100万円 ～5,000万円	7年以内
とうしん 農業者支援ローン	山口県農業信用基金協会会員またはJA組合員であって、農業に従事する方を対象として、農業の経営に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内(個人) 3,000万円以内(法人)	20年以内 ※資金使途により 異なります。
とうしん 女性起業家ローン	日本政策金融公庫を利用可能な女性の方であって新たに事業開始される方や女性が経営に従事している企業等を対象として、事業に要する運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内 ※日本政策金融公庫 と合算で最大1,000 万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内

●商品ご利用にあたっての留意事項について

各商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証を必要とする商品には融資利息のほか別途保証料が必要となる商品がございます。お申込の際には、商品の内容をよくご理解いただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

※詳しくは窓口にてお問合せ下さい。

代理貸付 次各種機関の代理貸付をお取扱うことにより融資機能の充実を図っております。
(独)住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫・
(独)中小企業基盤整備機構など

■ その他の商品

国債の窓口販売	個人向け国債の募集の取扱いを致します。
住宅ローン関連の長期火災保険	当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様に住宅火災保険をお取扱しております。
債務返済支援保険	病気やケガで働けなくなった期間、返済を支援する商品で、当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様がご利用いただけます。
傷害保険	事故によるケガなどを補償する商品をお取扱しております。
個人年金保険	ゆとりあるセカンドライフの資産形成に役立ちます。
終身保険	万一の時、大切な資産を確実に残すための商品をお取扱しております。
医療保険	病気・ケガにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
がん保険	がんにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
定期保険	一定期間の死亡と高度障害状態等に備えた商品をお取扱しております。
事業性保険	事業を行ううえでの様々なリスクに備える商品をお取扱しております。
国民年金基金	りそな銀行の信託代理店として国民年金基金の加入・増口手続きを行っております。
個人型確定拠出年金	信金中央金庫を運営管理機関とするしんきんiDeCoをお取扱しております。
金銭信託	信金中央金庫の信託契約代理店として相続信託・暦年信託の2種類をお取扱しております。

● 個人向け国債に関する注意事項

- 個人向け国債のお取引を行っていただく際に、適合性の確認を行い、販売の可否を判断させていただきます。
- 個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点の確認のため、個人向け国債の契約締結前交付書面をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

● 保険商品に関する注意事項

- 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- 保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社となります。また、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。
- ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。
- 詳しくは窓口までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

■ 機能サービス

- 為替お振込・ご送金・手形・小切手のお取立
- 各種自動支払
- 自動送金サービス
- 自動通知サービス
- 通帳自動集計サービス
- インターネットバンキングサービス（個人・法人）
- バンキングサービス（HB・FB）
- キャッシングサービス
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワークを利用した収納サービス
- 株式払込み、配当金のお受取り
- しんきん自動集金サービス
- 年金受取の取扱
- 給与振込の取扱
- 国庫金収納および地方公共団体の公金収納の取扱
- 国債等および保険の窓口販売の取扱
- 外国送金の取次
- 貸金庫の取扱
- 夜間金庫の取扱
- でんさいネット（電子記録債権）サービス

● キャッシュカード（ATM）ご利用のご案内

ご利用カードの種類	平日		土曜日		日曜・祝日	
	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料
とうしんカード 当庫以外の信用金庫のカード	8:00～8:45	110円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～14:00	無料	9:00～19:00	110円
	18:00～19:00	110円	14:00～19:00	110円		
山口銀行・北九州銀行のカード	8:00～8:45	110円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～17:00	110円	9:00～17:00	110円
	18:00～19:00	110円				
提携金融機関のカード	8:00～8:45	220円	—	—	—	—
	8:45～18:00	110円	9:00～17:00	220円	9:00～17:00	220円
	18:00～19:00	220円				
ゆうちょカード	8:00～8:45	220円	—	—	—	—
	8:45～18:00	110円	9:00～14:00	110円	9:00～17:00	220円
	18:00～19:00	220円	14:00～17:00	220円		

※当座預金への振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

●主な為替手数料

種 類			同一店内宛	本支店宛	他行宛	
振 込 一 件 に つ き	窓口利用	電信扱い	5万円未満	220円	330円	605円
			5万円以上	440円	550円	770円
		文書扱い	5万円未満	—	330円	605円
			5万円以上	—	550円	770円
	給与振込			無料	無料	330円
	A T M利用	当金庫 キャッシュカード	5万円未満	無料	110円	330円
			5万円以上	無料	220円	550円
		現 金	5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	220円	330円	660円
	テレホンバンキング利用			5万円未満	無料	110円
		5万円以上	無料	330円	660円	
ホームバンキング利用			5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	無料	330円	660円
インターネットバンキング利用			5万円未満	無料	無料	330円
			5万円以上	無料	無料	550円
法人インターネットバンキング給与振込			無料	無料	330円	
ファームバンキング利用			5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	無料	330円	660円
ファームバンキング給与振込			無料	無料	330円	
為替自動振込 (定額自動送金)			5万円未満	55円	220円	550円
			5万円以上	55円	440円	770円

(注) 会員の方については、窓口振込手数料を優遇いたします。ただし、給与振込は除きます。
 会員の方が同一店内宛に振込む場合は手数料を無料とします。ただし、現金でATM振込する場合は除きます。
 視覚に障がいをお持ちの方が振込みをされる際、ATM操作が困難なため、窓口でお振込みをご希望される場合には、同一店内および本支店宛はATM利用の手数料と同額に引下げ、他行宛は窓口手数料から220円引下げいたします。

種 類			同一店内宛	本支店宛	他行宛
代金取立手数料 (1通につき)	電子交換	交換扱	440円	440円	660円
	上記以外		—	—	1,100円

●バンキングサービス基本料

種 類		手数料	
基本 手 数 料	個人インターネットバンキング	月額	無料
	テレホンバンキング (個人の方)	月額	110円
	ホームバンキング	月額	220円
	法人インターネット・ファームバンキング (オンラインサービスのみ利用)	月額	1,100円
	法人インターネット・ファームバンキング (データ伝送を併用の場合)	月額	2,200円

●でんさいネット (電子記録債権) サービス基本手数料

利用区分	手数料
利用特約なし (債務者利用有)	月額 1,100円
債権者利用限定特約	無料
記録機関変更手数料	月額 5,500円

●融資関係手数料

種 類		手数料	
融資証明書発行手数料		1通 5,500円	
支払利息証明書発行手数料		1通 550円	
残高・償還金証明書発行手数料		1通 550円	
事業資金・アパートローン	賃貸不動産向け融資事務手数料	住宅併用の場合は、面積割合を融資金額とする。 1件 融資金額×0.5%×1.10	
	返済条件変更	返済方法の変更	1件 5,500円
		金利の変更	
		手形・債務保証の期限延長	
	一部繰上償還（手貸内入・商品土地販売に係る証貸への内入を除く。）	金利種類の変更（基準金利パターンコードを変更した場合）	1件 11,000円
		期限短縮方式	1件 5,500円
	全部繰上償還（当金庫での借換、手貸・商品土地販売に係る証貸の内入れを除く。）	再計算方式	1件 11,000円
		事業資金	1件 5,500円
	アパートローン	1件 33,000円	
住宅ローン（有担リフォームローンを含む。）	住宅ローン手数料	融資事務手数料 1件 33,000円	
	返済条件変更	返済方法及び金利変更	1件 5,500円
		金利種類の変更（基準金利パターンコードを変更した場合）	1件 11,000円
	一部繰上償還	期間短縮方式	1件 5,500円
		再計算方式	1件 11,000円
		固定金利選択型適用期間中（期間短縮方式）	1件 11,000円
		固定金利選択型適用期間中（再計算方式）	1件 22,000円
	全部繰上償還	当金庫での借換えを除く。 1件 33,000円	
	住宅金融支援機構取扱手数料	1件 55,000円	
無担保住宅ローン・リフォームローン	返済条件変更	1件 5,500円	
	一部繰上償還	期間短縮方式	1件 5,500円
		再計算方式	1件 11,000円
		全部繰上償還	1件 5,500円
消費者ローン	返済条件変更	1件 5,500円	
	一部繰上償還	1件 無料	
	全部繰上償還	1件 無料	
不動産担保調査事務手数料	新規設定	1千万円未満	1件 16,500円
		1千万円以上5千万円未満	1件 33,000円
		5千万円以上	1件 55,000円
		変更登記（追加・極度変更・順位変更等）	1件 16,500円
	一部抹消	商品土地販売時	1件 5,500円
		上記以外	1件 16,500円
		抹消委任状再発行	1件 5,500円
	登記留保手数料	1件 11,000円	
担保管理手数料	ABL（初回のみ）動産・売掛金担保	1件 33,000円	

●その他手数料

項 目	単 位	手数料
用紙交付代	当座小切手帳（署名鑑利用）	1冊50枚 2,200円（2,310円）
	約束手形帳（署名鑑利用）	1冊25枚 1,100円（1,210円）
	為替手形帳（署名鑑利用）	1冊25枚 1,100円（1,210円）
	自 己 宛	用紙1枚 550円
発行手数料	残高証明書発行1通	継続発行 330円
		都度発行 550円
		当金庫所定用紙以外の証明書 1,100円
	キャッシュカード再発行	1枚 1,100円
	ローンカード再発行	1枚 1,100円
	通帳・証書再発行	1冊 1,100円
個人情報開示手数料	1通 1,100円	
夜間金庫使用料	月額 4,400円	
未利用口座管理手数料	年額 ※一定の条件のもと2年間 利用の無い口座	1,320円
破産管財人口座開設手数料 （名義変更の場合も含む）	1件	11,000円

とうしん ATM 営業時間一覧表

設置店舗名	入金	出金	振込	通帳 繰越	稼働時間		
					平日	土曜・日曜・祝日	
【防府市】	本店	●	●	●	●	8:00～19:00	9:00～17:00
	宮市支店	●	●	●	●	8:45～17:00	—
	三田尻出張所（旧三田尻支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	中関・三田尻支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～19:00
	防府駅前支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	牟礼支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	華城支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	大道支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
【柳井市】	柳井・柳井南支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	柳井南出張所（旧柳井南支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	ゆめタウン柳井	●	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
	ミスターマックス柳井出張所	●	●	●	●	9:00～19:00	9:00～19:00
	フジ柳井店	●	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
【岩国市】	岩国支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	南岩国支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	由宇支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
	周東玖珂支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
【熊毛郡】	平生支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	田布施支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	上関支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
【光市】	光・室積支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～19:00
【下松市】	下松・栄町支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	下松駅南出張所（旧下松支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	サンリブ下松	●	●	●	●	9:00～19:00	9:00～19:00
【周南市】	徳山支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～17:00
	遠石支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	周南・月丘町支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	富田・福川支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	福川出張所（旧福川支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—

※当座預金への振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示事項一覧

■単体ベースのディスクロージャー項目（信用金庫法施行規則第132条）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	6
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	6
(3) 事務所の名称及び所在地	7
2. 金庫の主要な事業の内容	52
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	9
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額	
⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	43～44
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	
ホ. 総資産経常利益率	
ヘ. 総資産当期純利益率	
ト. 業務純益及び実質業務純益並びにコア業務純益 コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	
②預金に関する指標	44
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	45～46
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
ニ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	48
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
ロ. 有価証券の残存期間別残高	
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	
ニ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	13
(2) 法令等遵守の体制	10
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	30～31
(4) 金融ADR制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～42
(2) 信用金庫開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	47
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	14～26
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	49
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	47
(6) 貸出金償却の額	47
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	42
6. 報酬等に関する事項にあって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を 与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	51
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	42
■連結（信用金庫法施行規則第133条）	該当ありません



この街と生きていく
 **東山口信用金庫**

[https:// www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/](https://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/)

2025年ディスクロージャー

発行/2025年7月